

四角（□）で囲まれているところが、令和6年度12月現在、出席停止になる感染症です。
今後変更になる可能性がありますのでご了承ください。

第一種、第二種、第三種の感染症

	感染症名	登校基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで
※その他の感染症		場合により、学校が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として取り扱うことがあります

※学校保健安全法 参照

その他の感染症につきましては裏面をご覧ください。

※その他の感染症と登校基準

感染症名	感染経路	登校基準
感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ）	飛沫、接触、経口	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良いものは登校可能。
サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く） /カンピロバクター感染症	経口	下痢が軽減すれば登校可能。
マイコプラズマ感染症	飛沫、接触	症状が改善し、全身状態の良いものは登校可能。
インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	飛沫、接触	発熱、咳等の症状が安定し、全身状態の良いものは登校可能。
溶連菌感染症 （主にA群溶血性レンサ球菌感染症）	飛沫、接触	適切な抗菌薬療法開始後24時間経過すれば、登校可能。
伝染性紅斑（りんご病）	飛沫	発しん期に感染力はないため、発しんのみで全身状態の良いものは登校可能。
RSウイルス感染症	飛沫、接触	発熱、咳等の症状が安定し、全身状態の良いものは登校可能。
EBウイルス感染症	飛沫	解熱し、全身状態が回復したものは登校可能。
単純ヘルペスウイルス感染症	接触	口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスク等をして登校可能。 発熱や全身性の水疱がある場合は欠席して治療が望ましい。
带状疱疹	（飛沫）、接触	病変部が適切に被覆してあれば接触感染を防げるため登校可能。
手足口病	飛沫、接触、経口	本人の全身状態が安定している場合は登校可能。
ヘルパンギーナ	飛沫、接触、経口	全身状態が安定している場合は登校可能。
A型肝炎	接触、経口	発病初期を過ぎれば感染力は急速に消失するので、 肝機能が正常になったものについては登校可能。
B型肝炎	接触	急性肝炎の急性期でないかぎり、登校可能。
伝染性膿痂疹（とびひ）	接触	出席停止の必要なし。
伝染性軟属腫（水いぼ）	接触	出席停止の必要なし。
アタマジラミ症	接触	出席停止の必要なし。
疥癬	接触	出席停止の必要なし。
皮膚真菌症 カンジダ感染症 白癬、特にトンスランス感染症	接触	出席停止の必要なし。

※学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉参照